

## [事案 2023-45] 入院給付金支払請求

・令和6年1月9日 裁定終了

### <事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、入院一時金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和4年7月に右示指屈筋腱剥離術を受けたため、令和3年5月に契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、外来手術給付金は支払われたが入院一時金は支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院一時金を支払ってほしい。

- (1) 令和4年3月に右示指屈筋腱断裂を受傷して手術を受け、44日間入院したため、保険会社に給付金を請求したところ、入院一時金が支払われた。
- (2) 同年5月頃、リハビリの病院を探して通院していたところ、医師から本手術を勧められた。しかし、当時、自分は精神的な理由により休業しており、手術をするとなると負担が大きく、医師からは、手術をせずにリハビリを続ける方法もあると説明を受けたため、手術を受けるかどうかを悩んでいた。
- (3) 募集人に電話をして、日帰り手術を受けた場合、本契約から給付金が支払われるか確認したところ、前回と同様に支払われると言われ、その後、契約確認活動のために募集人と面談することとなった際、再度、本手術を受けるかどうかを相談したところ、募集人は、「会社を休業している今の間に手術を受けた方が良いんじゃない。給付金も生活費の足しになるし。」などと言い、本手術を受けることを勧めた。
- (4) 日帰り手術であることを何度も募集人に伝え、入院一時金が支払われることを確認した。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 入院一時金は、当社の職員の説明内容いかんにかかわらず、約款に従って判断されるどころ、約款では、入院をした場合には入院一時金が支払われ、入院を伴わない手術（外来手術）を受けた場合には、入院一時金額の10%の外来手術給付金が支払われる旨が規定されている。
- (2) 本手術の場合、申立人は入院をしていないので入院一時金の支払事由には該当しない。
- (3) 本契約では、入院をした場合と入院をせずに手術が行われた場合とで、支払われる給付金が異なっており、募集人が、単に手術を受けると聞いて、入院一時金が支払われるという説明をすることはしない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。